

工 事 請 負 契 約 書(案)

工 事 名 浜松医科大学医工連携拠点棟5階改修機械設備工事

請負代金額 金 円也

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 田 中 宏 和 と受注者【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、浜松市東区半田山一丁目20番1号 浜松医科大学構内において施工するものとする。

第3条 着工時期は、平成31年 月 日【契約締結日の翌日】とする。

第4条 完成期限は、平成31年 5 月10日とする。

第5条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約をするものとする。

第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内で支払うものとする。

第8条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から40日以内にするものとする。

第9条 請負代金の請求書は、浜松医科大学施設課に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、浜松医科大学施設課に送付するものとする。

第11条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第12条 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり読み替えるものとする。

第36 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31

日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第13条 別記の工事請負契約基準第43を次のとおり読み替えるものとする。

第43第2項及び第3項を削り、第43の次に第43の2として次のように加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第43の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の100分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第43の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第43第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第14条 別記の工事請負契約基準第44第1項中「第43第1項」を「第43」に読み替えるものとする。

第15条 別記の工事請負契約基準第46第3項及び第8項中「第43」の下に「又は第43の2第2項」を加えるものとする。

第16条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.7%」である。

第17条 この契約についての必要な細目は、浜松医科大学が定めた工事請負契約基準によるものとする。

第18条 この契約について発注者受注者間に紛争が生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

2 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保

有する。

平成 3 1 年 月 日

発 注 者 静岡県浜松市東区半田山一丁目 2 0 番 1 号
国立大学法人浜松医科大学
理事 田 中 宏 和

受 注 者